

納税通知書（１枚目）の見方

令和６年度
市民税・府民税・森林環境税 納税通知書兼税額決定（充当）通知書

お問い合わせ先	
---------	--

課税区	台帳番号	区分
	①	

期別	税額（⑮）	充当又は委託納付額（⑰）	差引納付額（⑮－⑰）	納期限
第1期	円	円	円	令和6年7月1日
第2期	円	円	円	令和6年9月2日
第3期	円	円	円	令和6年10月31日
第4期	円	円	円	令和7年1月31日

金融機関名	支店名	預金種別	口座番号	振替方法

徴収月	税額	変更前税額	差引増減額
6年4月	円	円	円
6年6月	円	円	円
6年8月	円	円	円
6年10月	円	円	円
6年12月	円	円	円
7年2月	円	円	円

徴収月	税額	あなたが本年度において公的年金からの特別徴収の対象者であり、かつ、令和7年度も引き続き公的年金の支払を受ける場合は、上記の公的年金の支払者が左記の額を特別徴収の方法によって徴収することになりますので、地方税法第321条の7の8の規定によって通知します。 ※前年度の公的年金等に係る税額の2分の1を、3回に分けて徴収することとなります。
7年4月	円	
7年6月	円	
7年8月	円	

この通知書で納める税額（普通徴収税額）がある場合には、右に記載のとおり各納期限までに納めてください。
公的年金から差し引く税額（特別徴収税額）がある場合は、右に記載のとおり各徴収月の公的年金から差し引きます。
◎納税通知書兼税額決定（充当）通知書と課税明細書は、あわせて課税（所得）証明書として使用できる場合がありますので、大切に保管してください。
◎所得金額、所得控除額及び市民税・府民税・森林環境税の内訳などについては2枚目、3枚目の課税明細書をご覧ください。また、賦課（課税）の根拠や制度の説明などについては1枚目から3枚目の裏面をご覧ください。

- ⑦ お問い合わせ先
この通知書に関するお問い合わせ先の市税事務所を記載しています。
お問い合わせの際は、「① 台帳番号」をお伝えください。
なお、通知書送付直後は、お電話・窓口が大変混み合い、お待たせすることがございますが、ご了承願います。
- ① 台帳番号
お問い合わせの際に、必要となる番号です。

- ⑦ この通知書で納める税額（普通徴収税額）の各納期の納付額及び納期限
同封の納付書等により納付していただく各納期の税額を記載しています。
必ず、納期限までに納付してください。
給与や公的年金から差し引かれる（特別徴収）税額がある場合は、その税額を除いて記載しています。
- ① 公的年金から差し引く税額の徴収月・徴収額と差し引く公的年金の種類
公的年金から差し引かれる（特別徴収）税額およびその公的年金の種類、支払者、支払者の法人番号を記載しています。

課税明細書（３枚目）の見方

令和６年度 市民税・府民税・森林環境税課税明細書（その２）

課税区	台帳番号	区分

	市民税	府民税	森林環境税	合計
算出所得割額の合計 ①	円	円	円	円
税調整控除額 ②	円	円	円	円
配当控除額 ③	円	円	円	円
住宅借入金等特別税額控除額 ④	円	円	円	円
寄附金税額控除額 ⑤	円	円	円	円
外国税額控除額等 ⑥	円	円	円	円
⑧ 配当割額・株式等譲渡所得割額控除額 ⑦	円	円	円	円
差引所得割額（①－⑧－⑩） ⑨	円	円	円	円
均等割額 ⑩	円	円	円	円
森林環境税額 ⑪	円	円	円	円
年税額（⑨＋⑩＋⑪） ⑫	円	円	円	円

配当割額・株式等譲渡所得割額（⑦）に関する明細

	金額
⑦のうち所得割から控除しきれなかった額⑬	円
⑬のうち普通徴収税額（⑮）に充当又は委託納付する額⑭	円

この通知書によって還付する額	還付する額
	円

	金額
市民税・府民税の合計税額（⑨＋⑩）	円
年税額 ⑫	円
⑫のうち給与から差し引く税額（特別徴収税額）⑬	円
⑫のうち公的年金から差し引く税額（特別徴収税額）⑭	円
うち仮特別徴収税額（令和6年4月～令和6年8月分）	円
うち本特別徴収税額（令和6年10月～令和7年2月分）	円
⑫のうち普通徴収税額（⑫－⑬－⑭）⑮	円

- ② 市民税・府民税・森林環境税の内訳
令和6年度の税額（総額）を「年税額⑫」欄に記載しています。
- ③ 定額減税額・定額減税未済額
定額減税を実施した額と、定額減税をしきれなかった額を記載しています。
なお、定額減税可能額が所得割額を上回る場合は、所得割額が定額減税額となります。
詳しくは、同封の「個人市・府民税の定額減税について」（オレンジ色のチラシ）をご確認ください。

- ④ 市民税・府民税・森林環境税の徴収方法とその徴収税額
年税額について、徴収（納付）方法別の税額を記載しています。
なお、所得の種類により徴収（納付）方法が異なりますが、徴収（納付）方法の違いにより税額（総額）が増減することはありません。

所得の種類	徴収（納付）方法
給与所得がある方	毎月の給与から差し引きされる税額を⑬欄に記載しています。
公的年金等の所得がある方（令和6年4月1日現在65歳以上の方のみ）	公的年金から差し引きされる税額を⑭欄に記載しています。
給与・公的年金等以外 の所得がある方等	この納税通知書に基づき、納付書または口座振替・自動払込により納付していただく税額を⑮欄に記載しています。

課税明細書（２枚目）の見方

令和６年度 市民税・府民税・森林環境税課税明細書（その１）

課税区	台帳番号	区分

所得金額、課税標準額及び算出所得割額の内訳

所得区分	所得金額	各種損失の繰越控除額	扶養親族・同一生計配偶者・本人該当の区分	所得控除額の内訳
総合課税の所得金額				
営業所得	円			
農業所得	円			
不動産所得	円			
給付所得	円			
(公的年金等収入)	円			
雑所得	円			
(損益通算前)	円			
繰越一時所得	円			
小計	円			
分離課税の所得金額				
短期譲渡所得	円			
長期譲渡所得	円			
株式等の上場株式等の配当等	円			
先物取引	円			
山林	円			
退職	円			
算出所得割額の合計 ①	円			

- ⑦ 所得金額
前年中（令和5年中）の各所得金額の内訳を記載しています。
なお、総合課税の所得金額「小計」欄から「退職」欄までの合計額が「合計所得金額」です。
- ⑧ 各種損失の繰越控除額
令和2・3・4年分の各種損失の繰越控除額を記載しています。
- ⑨ 扶養親族等や本人該当項目の内訳
扶養親族等が該当する区分の内訳と人数および本人が該当する区分（＊）を記載しています。

- ⑩ 所得控除額の内訳
所得金額から差し引く所得控除額を記載しています。
- ⑪ 課税標準額
所得金額から、特別控除額・各種損失の繰越控除額・所得控除額を差し引いた税額決定の基礎となる額（1,000円未満の端数切捨て）を記載しています。
- ⑫ 算出所得割額
各課税標準額に応じた税率を乗じて算出した所得割額を記載しています。

個人市・府民税・森林環境税の公的年金からの差し引き（特別徴収）について（65歳以上の方）

- 新たに公的年金から差し引かれる方
令和6年度から公的年金からの特別徴収が開始される方は、公的年金等にかかる個人市・府民税額の2分の1に相当する額を普通徴収（第1期・第2期）の方法で納めていただき、個人市・府民税・森林環境税額（年税額）から普通徴収税額を控除した残額を10月・12月・翌年2月に支給される公的年金から差し引きます。

納付方法	普通徴収		特別徴収（本徴収）		
	1期（6月）	2期（8月）	10月	12月	翌年2月
公的年金等の所得に対する税額	個人市・府民税額の1/4	同左	年税額から普通徴収税額を控除した残額の1/3	同左	同左

- 前年度に引き続き公的年金から差し引かれる方
令和5年度の公的年金等にかかる税額の2分の1に相当する額を3回に分けて、令和6年4月・6月・8月に支給される公的年金から差し引きます（以下、「仮特別徴収」といいます。）。令和6年10月・12月・令和7年2月に差し引かれる税額は、令和6年度の公的年金等にかかる個人市・府民税・森林環境税額（年税額）から仮特別徴収された額を控除した残額となります。

納付方法	特別徴収（仮徴収）			特別徴収（本徴収）		
	4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
公的年金等の所得に対する税額	前年度の個人市・府民税額の1/6	同左	同左	年税額から仮徴収税額を控除した残額の1/3	同左	同左

- 公的年金からの特別徴収の停止について
本通知で、公的年金から特別徴収する税額をお知らせしている方であっても、大阪市外に転出された場合や、特別徴収される税額の変更などがあった場合は、特別徴収が行えなくなるため、改めて納付いただく税額等を記載した納税通知書を送付します。

- 【公的年金からの特別徴収が停止される事由】
- ・年の途中に他市町村へ転出した場合（転出時期によって特別徴収を継続する場合があります）
 - ・公的年金の支給停止等により、公的年金からの特別徴収が行えなくなった場合
 - ・公的年金からの特別徴収税額に変更があった場合（変更時期によって特別徴収を継続する場合があります）

※公的年金からの特別徴収において定額減税が実施される方については、上記とは異なる税額となる場合があります。
詳しくは、同封の「個人市・府民税の定額減税について」（オレンジ色のチラシ）をご確認ください。